

# 熊本県指定障害児通所支援事業者等指導監査要項

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要項は、熊本県が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の22第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者(以下「指定障害児通所支援事業者等」という。)又は法第24条の15第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくは当該指定に係る施設の従業者であった者(以下「指定障害児入所施設設置者等」という。)に対して行う障害児通所給付費等又は障害児入所給付費等(以下「障害児支援給付費等」という。)に係る指定障害児通所支援又は指定入所支援(以下「指定障害児通所支援等」という。)の内容及び障害児支援給付費等に係る費用の請求に関する事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### (指導及び監査の所管課)

第2条 指定障害児通所支援事業者等の指導については、障がい者支援課、指定障害児入所施設設置者等の指導については、障がい者支援課及び社会福祉課が所管し、監査については、障がい者支援課が所管する。

## 第2章 指導

### (指導の目的)

第3条 指導は、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設設置者等(以下「障害児通所支援事業者等」という。)に対し、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第16号)、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)若しくは「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成24年厚生労働省告示第128号)等に定める指定障害児通所支援又は指定入所支援の取扱い、障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを目的とする。

### (指導計画)

第4条 指導は、各年度当初に作成する指導計画に基づき実施する。

2 指導計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の指導方針
- (2) 指導の対象となる事業所又は施設
- (3) 重点指導項目、その他指導の実施に関し必要な事項

### (指導の実施形態)

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

- ア 障がい者支援課が指定の権限を持つ障害児通所支援事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- イ 集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

(2) 実地指導

- ア 障がい者支援課及び社会福祉課が指導の対象となる障害児通所支援事業者等に対して、当該事業所等において実地に行う。
- イ 指導は、原則2名以上の職員により行うものとする。

### (指導対象の選定)

第6条 指導は全ての障害児通所支援事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ア 新たに指定障害児通所支援等を開始した障害児通所支援事業者等については、概ね1年内に全てを対象として実施する。
- イ 障害児通所支援事業者等のうち、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

- ア おおむね3年に1度実施する。
- イ その他特に実地指導が必要と認められる障害児通所支援事業者等を対象に実施する。

### (指導方法)

第7条 指導は、指導計画に基づき次のとおり実施するものとする。

(1) 集団指導

- ア 指導通知  
あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該障害

児通所支援事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害児通所支援事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害児通所支援事業者等に通知する。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

なお、事前に通知する方法では、実地指導の目的が十分に達せられないと認められる場合においては、障害児通所支援事業者等に事前に通知しないで実施する。

イ 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

なお、別紙「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害についても含むものとする。

(指導後の措置等)

第8条 実地指導の結果による措置等については次のとおりとする。

(1) 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日別記第1号様式によって指導内容の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

障害児通所支援事業者等に対して、別記第1号様式により期限を付して指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(3) 指導監査結果の情報提供等

実地指導を実施した場合は、その指定障害児通所支援等の利用者の保護を実施する市町村及び事業の実施地域内の市町村に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(監査への変更)

第9条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに本要項に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

### 第3章 監査

#### (監査の目的)

第10条 監査は、指定障害児通所支援等の内容等が、法第21条の5の21、第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の15、第24条の16若しくは第24条の17に定める行政上の措置に該当すると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを目的とする。

#### (監査体制)

第11条 障がい者支援課は、第12条に基づき選定した障害児通所支援事業者等を対象に監査を実施する。

2 監査は、原則として職員4名以上をもって行うものとし、うち1名以上は課長補佐級以上の職にあるものとする。

#### (監査対象の選定)

第12条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 要確認情報
  - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
  - イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
  - ウ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 実地指導において確認した情報  
法第57条の3、第57条の3の2、第57条の3の3又は第57条の4による実地指導により確認した指定基準違反等

#### (監査方法)

第13条 監査は、次により行うものとする。

#### (1) 実施方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出又は提示

を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該障害児通所支援事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

(2) 市町村との連携

ア 市町村長は、障害児通所支援事業者等について実地検査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を県知事に対し行うものとする。

なお、指定障害児通所支援等に関して、複数の市町村に關係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

イ 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって県知事に通知を行うものとする。なお、県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

ウ 県知事はイの通知があったときは、すみやかに第14条に定める措置をとるものとする。

(監査後の措置等)

第14条 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16及び第24条の17に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の行政上の措置を機動的に行うものとする。ただし、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとし、当該障害児通所支援事業者等に対して、文書により報告を求めるものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

障害児通所支援事業者等に法第21条の5の22第1項から第3項まで、第24条の16第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた当該障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

障害児通所支援事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた当該障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が法第21条の5の23第1項各号及び第24条の17第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該障害児通所支援事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する(以下「指定の取消等」という。)ものとする。

#### エ 聴聞等

監査の結果、当該障害児通所支援事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

#### (2) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について当該障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収(返還)金として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項並びに同条第5項の規定により、当該障害児通所支援事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

### 第4章 その他

#### (国への報告)

第15条 指導監査及び行政措置の実施状況については、厚生労働省の定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

#### (その他)

第16条 この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成28年3月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成29年8月28日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和2年10月16日から施行し、令和2年4月1日から適用

する。

別記第1号様式

年度指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導指摘事項及び改善報告書

|               |  |              |  |              |  |       |  |
|---------------|--|--------------|--|--------------|--|-------|--|
| 事業者名<br>(設置者) |  | 事業所名<br>(施設) |  | 事業種別<br>(施設) |  | 指導年月日 |  |
|---------------|--|--------------|--|--------------|--|-------|--|

| 項目 | 改善指摘事項 | 改善方法 | 実施時期 |
|----|--------|------|------|
|    |        |      |      |